

西東京市立栄小学校
PTA 規約



氏名

この規約は、お子さんが在学中は大切に保管し、必要な際にはご持参ください。

西東京市立栄小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名称

この会は西東京市立栄小学校 P T A と称する。

第 2 条 目的

この会は憲法と教育基本法に基づき、保護者と教職員が協力して児童の健やかな成長を図り、ともに学び合い、家庭・学校・地域の教育力の向上に努める。

第 3 条 方針

- 1 この会の活動は会員相互の関係を一層緊密にし、学級・学年・地区を基盤として行うものとする。
- 2 会員はすべて平等の権利を有し、義務を負う。
- 3 会員は会の運営について自由に発言できる。但し、民主的討議を経ての結論は尊重されなければならない。
- 4 特定の政党や宗教にかたよらない運営をし、営利を目的とした行為は行わない。

第 4 条 会員

- 1 栄小学校に在籍する児童の保護者及び本校の教職員はこの会の会員の対象となる。
- 2 会員は決められた会費を納める。

第 5 条 経費

- 1 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 2 章 組 織

第 6 条 委員

1 学級委員

- ① 各学級より互選により 2 名を選出する。
- ② 学級活動の中心となり学級をまとめる。学級の代表として各委員会に出席し、学級の声を反映させる。
- ③ 学級委員に欠員が生じた場合、活動に支障をきたさない為に学級委員を補充する。

2 学年代表委員

- ① 各学年ごとに学級委員の互選により 1 名を選出する。
- ② 学年の代表として学年内のまとめをするほか代表委員会に出席する。

3 地区班長

各地区班より互選により 1 名を選出する。

4 地区委員

- ① 各地区（北町・栄町・ひばりが丘北）ごとに、所属する会員の互選により 1 名を選出する。

第 7 条 役員

- 1 役員を保護者 6 名と教職員の代表 3 名の計 9 名とし、保護者からなる役員補欠要員 2 名を含め、総会で承認を受ける。

- 2 役職は以下の各号とする。

- ① 会長 1 名 （保護者 1 名）

会を代表し会務をまとめる。総会・合同委員会・代表委員会を招集する。

- ② 副会長 3 名 （保護者 2 名、教職員 1 名）

会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- ③ 書記 3 名 （保護者 2 名、教職員 1 名）

総会・合同委員会・代表委員会の議事および会の活動に関する事項を記録保管し、必要に応じて全会員に報告する。

- ④ 会計 2 名 （保護者 1 名、教職員 1 名）

会計事務を処理し、この会の財産を管理する。定期総会において会計監査を経た決算を報告する。

- ⑤ 補欠要員 （保護者 1 名）

役員に欠員が生じた場合、前任者の残りの期間を引き継ぎ務める。

いつでも欠員に応じられるよう、他の委員活動を行うことはできない。

- 3 役員任期においては、保護者は 1 年とする。再任は妨げないが役務にかかわらず連続 2 期までとする。教職員は任期を限定しない。

- 4 役員は必要に応じてすべての会議に出席することができる。

- 5 任期中、会長が離職した場合、副会長から昇格し、他の役員に欠員が生じた場合、互選会で選出された補欠要員から、すみやかに補充する。補充された役員は、その後の合同委員会で報告する。

第 8 条 役員選出

- 1 ① 新年度において 2 年から 6 年になる学年は旧年度中に、役員候補者 6 名と補欠要員 1 名を選出する。

- ② 前号による役員候補者の選出は、会員の自薦を募り、互選会を開いて行う。

- ③ 互選会は役員が開催する。

- 2 教職員選出の 3 名は教職員の互選による。

- 3 このほか必要なことからは実施要領に定める。実施要領の改正は合同委員会が行う。

第9条 会計監査1名（教職員1名）

- 1 会計を年1回以上監査し、総会にその結果を報告する。
- 2 教職員より選出し、任期は1年とし、再任は妨げない。

第3章 運 営

第10条 総会

- 1 全会員で構成され本会の最高議決機関である。
- 2 会の予算・決算・活動の年間計画、その他の重要なことからは全て総会にはかられる。
- 3 総会の成立は、会員家庭数の過半数の出席・委任状または議決権行使書を要する。
- 4 議決は会員家庭数の過半数で成立する。
- 5 総会は定期総会を年度初めに開催する。
- 6 臨時総会は合同委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があった時すみやかに開催する。

第11条 合同委員会

- 1 学級委員・地区委員・役員・担当教職員により構成され、総会に次ぐ議決機関である。
- 2 構成員の3分の2の出席・委任状または議決権行使書により成立し、議決は出席・委任状または議決権行使書の過半数で成立する。
- 3 会議は定例会のほか、会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- 4 合同委員会構成委員は他の合同委員構成委員を兼任することはできない。

第12条 代表委員会

各学年代表委員・地区委員・役員・教職員代表により構成され、会の運営上必要と思われる企画・立案・調整に当たる。但し、決議は行わない。

第13条 役員会

役員9名により構成され、代表委員会の準備等必要に応じて集まる。

第14条 学校長は全ての会議に出席することができる。

第15条 学年委員会

各学年において学級委員と担任教師により構成される。

第16条 学級集会

各学級の会員全員により構成され、各学級にて自主的に活動する。

第17条 地区委員会

地区委員及び担当教職員により構成される。

第18条 地区班長会

地区班長・地区委員及び担当教職員により構成される。

第 19 条 地区班活動

各地区班の会員全員により構成され、各地区班にて自主的に活動する。

第 4 章 改 正

第 20 条 改正

この規約は総会において会員家庭数の過半数の賛成により改正することができる。なお改正案は総会開催の 7 日前までに全会員に知らせる。総会の議案書もこれに準ずる。

第 5 章 細 則

第 21 条 細則

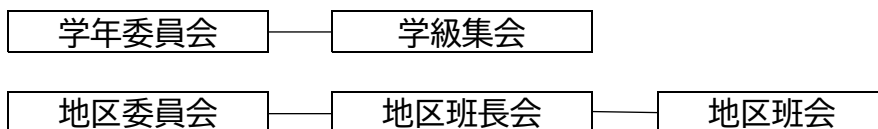
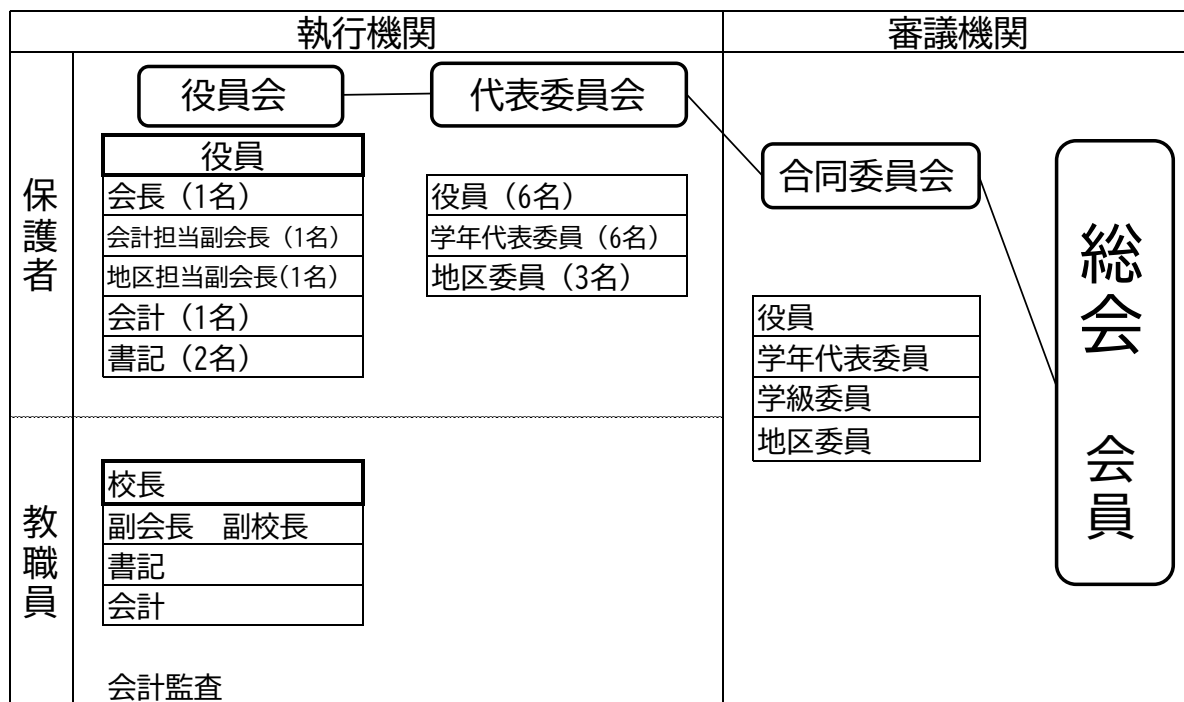
- 1 会費は一世帯当たり年額上限 1800 円とし、総会にてその年の活動に必要な金額を決定する。会費は一世帯あたり一括払いで集金とする。
- 2 転出入の場合の会費は次の通りとする。
 - ① 転入 二学期開始前日までに転入した時は会費の全額を徴収する。
二学期以降に転入した時は会費の半額を徴収する。
 - ② 転出 4 月から二学期開始前日の間に転出し、学級委員に申し出があった時は会費の半額を返却する。二学期以降転出した時は返却しない。
- 3 在籍児童、会員または職員が逝去した場合、5000 円の弔慰金を送り弔意を表す。
この際、返礼は受けないものとする。

第 6 章 設立総会における確認事項

第 22 条 会員は全ての会議を傍聴し、全ての記録を閲覧し、委員・役員になることができる。

第 23 条 合同委員会が行った決議及び審議の内容はすみやかに会員に報告されなければならない。

組 織 図



附 記

この規約は	1987年 (昭和62年)	4月 1日より施行される
	1988年 (昭和63年)	6月20日一部改正
	1989年 (平成 元年)	6月 5日一部改正
	1990年 (平成 2年)	6月11日一部改正
	1992年 (平成 4年)	5月27日一部改正
	1994年 (平成 6年)	1月13日一部改正
	1996年 (平成 8年)	11月16日一部改正
	2001年 (平成13年)	1月21日市合併に伴い校名改正
	2006年 (平成18年)	5月19日一部改正
	2011年 (平成23年)	5月23日一部改正
	2017年 (平成29年)	5月12日一部改正
	2019年 (令和 元年)	5月11日一部改正
	2021年 (令和 3年)	5月 8日一部改正
	2022年 (令和 4年)	5月11日一部改正
	2023年 (令和 5年)	5月11日一部改正

P T A役員選出に関する実施要領

令和5年5月改正

「西東京市立栄小学校P T A規約」第8条第3項に基づき、同条第1項による役員候補者の選出を円滑に行うために、この実施要領を定める。

1 立会人の選任

- (1) 立会人は現P T A役員とする。
- (2) 立会人の任期は互選会の終了までとする。

2 立会人の役割

- (1) 立会人は互選会の司会を行う。
- (2) 互選会でP T A役員候補者の選出に至らないと判断した場合には、抽選にて役員を選出する。

3 立会人の欠員の補充

立会人に欠員が生じた場合には、各学年の栄小P T A役員経験者または学級委員経験者より選任する。

4 立会人の守秘義務

立会人、互選会会場にいる全ての人は、立场上知り得た情報を口外してはならない。

5 役員自薦の手続き

- (1) 新P T A役員推薦の手続きは、現P T A役員が行う。
- (2) 自薦用紙は家庭数を配布する。
- (3) 回収した自薦用紙は互選会終了後、直ちに全て廃棄する。

6 互選会の実施

- (1) 立会人の下、自薦者にて互選会を実施する。
- (2) 自薦者が6名以上いた場合、互選会にて話し合いを実施する。補欠要員が決まらなかった場合は補欠要員を募り、補欠要員推薦者で互選会を行う。
- (3) 自薦者が6名に満たない場合、不足人数分を1～5年生の全保護者会員を対象としたくじ引きを行いP T A役員候補者を決定する。この場合、互選会は招集人数が自薦者と1～5年生の家庭数の5分の1の人数をもって有効とする。ただし、開催場所の人数制限に合わせ招集人数を変更し、その人数をもって有効とする。
ただし、パス権を持っている者はくじ引きを辞退できる。

7 代理人の選任

互選会当日、何らかの事情で立候補者が互選会を欠席する場合には、立候補者の代わりに互選会に出席する。その際、立候補者の希望する役職などを聞いて互選会に臨む。代理人の任期は互選会の終了までとする。

～パス権・委員一役について～

	PTA 役員・正地区委員	その他の委員
PTA 役員 【永久パス権あり】	以後在籍する全ての子の代で辞退できる	以後在籍する全ての子の代で辞退できる
地区委員 学年代表委員 【委員を引き受けた児童の代に限りパス権あり】	委員を務めた児童の代で辞退できる	委員を務めた児童の代で辞退できる
学級委員 地区班長 学校施設開放運営協議会委員 【委員を引き受けた児童の次年度のみパス権あり】	委員を務めた児童の代の次年度のみ辞退できる	委員を務めた児童の代で辞退できる (*委員を務めた児童の代の翌々年にクラスの全員が役員・委員を経験した場合は辞退できない。)
運動会実行委員 給食運営協議会委員 交通安全協力員 【委員一役】	辞退できない	委員を務めた児童の代で辞退できる *クラスの全員が役員・委員を経験した場合は辞退できない。

※ R 5 年度以前に正地区委員を経験された方は、永久パス権となります。

※ R 4 年度以前に特別活動委員・学校保健委員会委員を経験された方は、委員一役となります。